

ギュっとラーニング 

～支援者向けオンデマンド研修教材～

※本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

# 被害者支援の基本理念

慶應義塾大学 法学部

太田 達也



## 本講義の内容

- 被害者支援の歴史的経緯
- 被害者支援の基本理念
- 被害者支援に求められる視点

## 被害者支援の歴史的経緯

- 1960年代 海外 犯罪被害者補償制度の導入  
日本 「被害者学」の研究始まる
- 1980年 日本 犯罪被害給付制度の導入
- 1990年～ 刑事手続における様々な被害者支援制度
- 2000年～ 地方自治体による被害者支援制度

被害者支援の研究や実務の過程で、被害者支援を巡る様々な課題が指摘され、よりよい制度や運用としていくうえで守られるべき基本的な理念ないし原則が確立してきています。

3

## 基本的人権の保障原則

犯罪被害者等基本法 第3条第1項

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

被害者支援は、人道主義や個人の尊厳の尊重或いは基本的人権の保障から直接導き出されるものであり、それ自体が目的なのであって、他の目的のために行われるものではない。

4

## 個別支援の原則

犯罪被害者等基本法 第3条第2項

犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

被害者支援は、被害の種類や被害者の事情に合わせた適切なものでなければならない。

5

## 継続的支援の原則

犯罪被害者等基本法 第3条第3項

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

犯罪被害の影響は、時に長く続くとともに、変化するものでもあるため、被害者支援は継続的に行わなければならない。

6

## 包括的支援と多機関連携の原則

### 包括的支援の原則

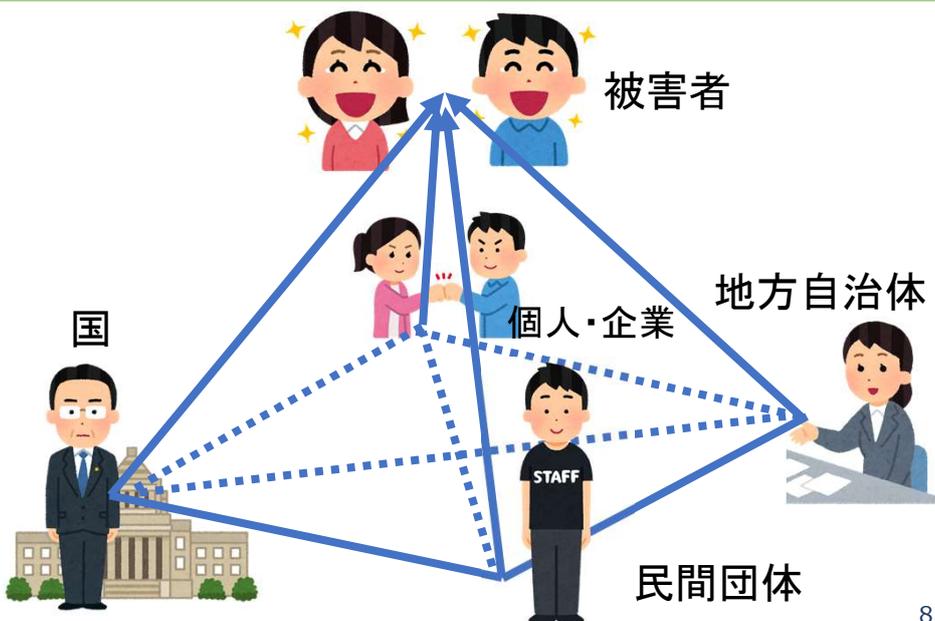
被害者の支援のニーズは多様であり、また時間的にも変化する被害者のニーズに長期的に対応していくべきものであるから、被害者に対する支援は、一部のニーズにだけ対応する部分的なものであってはならず、被害者が必要とする支援のニーズにトータルに応えていくものでなければならない。

### 多機関連携の原則

多様で長期的な被害者のニーズに対する個別かつ包括的な支援を行うためには、被害者の支援に携わる多くの政府機関や団体がバラバラに対応するのではなく、役割分担をしながらも、相互に連携を図り、被害者に対し効果的な支援を行っていく必要がある。

7

## 多機関連携による被害者への包括的支援



8

## One Stopの原則

様々な機関が被害者の支援に関わるため、被害者は多くの機関を訪れなければならない、また相互の機関同士の連絡もなく縦割りの支援になりがちである。

被害者が、一つの機関で自身の置かれている状況やニーズを伝えれば、その機関が様々な機関と連携をして支援をコーディネートすることができるOne Stopの体制づくりが必要である。

9

## Best Interest（被害者の真の利益）

### 被害者の真の利益

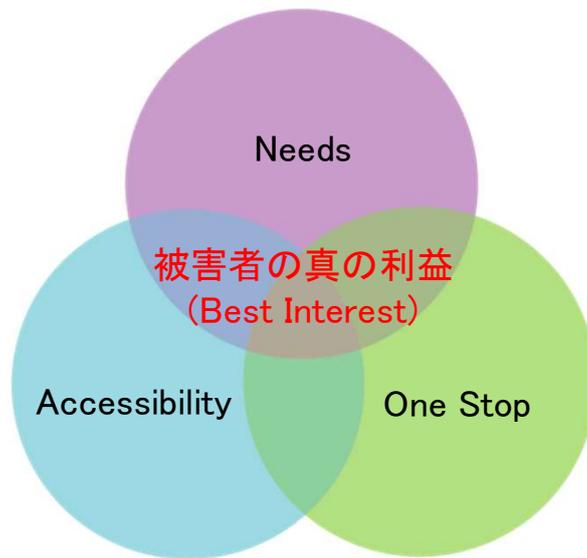
被害者支援制度の目的は被害者の早期回復に資すること。その目的に最もかなう形で制度設計や運用がなされる必要がある。

被害者支援は、被害者にとって真の利益につながるものでなければならない。

他方、犯罪者に対しては刑事手続が行われ、刑罰や処分が科されるが、その過程において被害者への配慮が不可欠である一方、犯罪者の適正な責任追及や再犯防止との関係を考慮しなければならないこともある。

10

## 被害者の視点から見た支援の原則



11

ご視聴ありがとうございました。

